

一般事業主行動計画書

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分発揮できるように、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 計画期間における男性の平均育児休業取得率を50%以上とする。

<実施時期・取組内容>

○令和7年10月～

男性育休取得に対する理解を深めるため管理職を対象として研修を実施する。

○令和8年4月～

男性社員向けに「育児とキャリアの両立」についての研修を実施する。

目標2 女性管理職比率を現在の2%から7%に引き上げる。

<実施時期・取組内容>

○令和8年1月～

女性管理職に対するヒアリングを実施する。

○令和8年5月～

管理職養成のための研修カリキュラム作成及び昇進・昇格の評価基準や運用等の確認及び見直しを行う。

○令和8年10月～

管理職候補の女性を対象として研修を実施する。

○令和9年1月～

管理職候補の女性社員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施する。

目標3 全社員のひと月あたりの平均残業時間を20時間以内とする。

<実施時期・取組内容>

○令和7年10月～

部門ごとに業務内容の見直しを実施し、効率化に向けての計画を策定する。

○令和8年1月～

部門ごとの業務効率化計画の進捗を経営会議での報告事項とする。

○令和8年7月～

社内の業務効率化への優れた取組に対して表彰を行う。

作成:令和7年7月31日

管理部署は総務担当部門とします。